大項目	中項目	小項目	内容	検討会及び技術WGでの主な御意見
第0章. はじめに	0-1. マニュアルの位置付け	_	・マニュアルの策定趣旨・マニュアルの位置付け	
	0-2. 区域施策編の制度的位置付け	_	・温対法における区域施策編の位置付け ・温対計画との関係	
	0-3. 区域施策編の構成例	-	・区域施策編の構成例	
	0-4. 区域施策編のPDCAプロセスとマニュアルとの対応	-	・区域施策編のPDCAプロセスのステップフロー とマニュアルの各項目との対応	・ 地方公共団体にとって一番シンプルな方法はどのような作業フローになるのか、また、より意欲的な地方公共団体はどのような作業フローになるのかを示せると良い。(第3回 技術WG)
第1章. 区域施策編の素案の作成について	1-1. 区域施策編策定の背景・意義・基本的事項	(1) 地球温暖化対策を巡る動向	・地球温暖化の影響・地球温暖化対策を巡る国際的な動向・地球温暖化対策を巡る国内の動向	
		(2)区域の特徴	・区域の特性(目指す将来像や温室効果ガスの排出要因分析につながる。) ・区域における各主体の考え方の特徴	
		(3) 区域の目指す将来像	・区域の目指す将来像及び総合的な目標等と地球 温暖化対策(コベネフィット及び配慮事項を含む。)のつながり	・マニュアルの冒頭で、基本的な考え方を示すべき。例えば、都市圏ではかった方がよいタイプの排出量があるなか、計画は自治体単位でつくることに対する考えや、地球温暖化 対策が自治体のSDGとつながること等。(第2回検討会)
		(4) 地域における地球温暖化対策の意義	・地球温暖化対策の意義(温室効果ガスの排出の 抑制のみならず、区域の抱える課題の解決にもつ ながる。)	・地球温暖化対策・施策の検討に当たっては、複数のベネフィットが生まれうることを意識し、地域の利益につながることを伝えるべき。(第1回検討会) ・地球温暖化対策が地域の利益につながることを示すべき。(環境部局の縦割りを超えた広い視野での横断的な施策のアイディアをマニュアルで示すべき。)(第1回検討会) ・温暖化対策は、特に中小規模自治体にとって、地域存続や地域の利益、あるいは活性化のための手段になりうることを、計画策定の意義としてマニュアルに積極的に書き込んだほうがよい。(第2回検討会) ・地球温暖化対策のみの視点でなく、人口減少、福祉、産業振興、コスト削減、防災性の向上、健康等の横串の視点を盛り込んでいくことが重要である。(第3回検討会) ・区域施策編の実効性と、そのインセンティブは連動する。小規模自治体(特に1万人以下)には、地域における経済と温暖化対策がデカップリングとなる視点を示すべき。一方、20万人以上の大都市は、地域外との連携が必要になる。そのためには、計画書制度等を整備し、情報を得ることが重要である。(第2回検討会)
		(5) 計画の位置付け及び意義	・計画の位置付け及び意義(区域の将来像や上位 計画、関連計画との関係を含む。)	・例えば、総合計画の改定に合わせて区域施策編を改定すれば、温暖化施策を総合計画における各施策に織り込むこともできる。(第1回検討会) ・総合計画に反映することや条例を根拠にすることが重要である。(第2回検討会) ・都市計画以外にも、農村振興、廃棄物、輸送関係等の計画とも関連することに留意されたい。(第3回検討会)
		(6) 計画の策定・進捗管理に係る体制	・計画の策定・進捗管理に係る庁内体制 ・庁外の多様なステークホルダーの参画	・実効的な進行管理の体制構築の必要性をマニュアルに書いてはどうか。県市連携の一つとして、都道府県や温暖化センターが市の計画の体制構築に協力するのも一案である。 (第1回検討会) ・温暖化センターや都道府県が、市町村の計画策定や進捗管理を支援する必要性にマニュアルで触れるべきである。(第3回検討会) ・各ステークホルダーのオーナーシップを高めることが重要。(第2回検討会) ・庁外ステークホルダーに当事者意識を持ってもらうためにも政策検討段階から、実質的なレベルで巻き込むことが重要である。(第3回検討会) ・他自治体の施策との連携についても触れるべきである。(第3回検討会) ・小規模自治体を都道府県がどうサポートするか検討いただきたい。(第2回検討会) ・都道府県、市町村の役割分担として、制度や仕組みを作るのは都道府県や政令市の役割、個別プロジェクトへの関与やまちづくりは市町村の役割だと考えている。(第2回検討会)
		(7) その他の基本的事項	・計画期間 ・基準・目標年度	・各地方公共団体で産業構造や政策決定のタイミング等が異なるため、各自治体が主体的に基準年度を設定する方が良い。各地方公共団体が定めた基準年度の目標に、2013年度 基準の削減目標を併記することに異論はない。(第2回WG)
	1-2. 温室効果ガス排出量の推計・要因分析	(1)対象とする温室効果ガス	・対象とする部門・分野 ・対象とする温室効果ガス	・原則として、区域における「温室効果ガスの排出」の量を対象とすべき。(第1回検討会) ・一方で、自治体が影響を及ぼす範囲であれば、域外での貢献も対象となり得る。(第1回検討会) ・ 区域外の削減効果を評価するような独自の設定で行う場合、条件を説明することで許容するか、参考扱いにするか検討が必要。(第1回検討会) ・ 区域の温室効果ガス排出量としての推計対象は、「地理的な行政区域内の排出量のうち、把握可能かつ対策・施策が有効である部門・分野」を対象とする整理でよい。(第1回技術WG) ・ 各地方公共団体の排出量の推計結果のみが先行し、他の地方公共団体との比較を行う際に、バウンダリが異なるという問題が生じる可能性がある。そのため、各地方公共団体は、どの部門・分野を推計しているのか、どこまでを評価に含めているのかといった推計の範囲を示すべきである。GPCのNotation Keyは、排出量の算定対象、または算定対象外としたものを示す指標のようなものであり、参考になると思う。(第3回技術WG)

大項目	中項目	小項目	内容	検討会及び技術WGでの主な御意見
第1章. 区域施策編の素案の作成について			・温室効果ガスの現況推計の位置付け	
	1-2. 温室効果ガス排出量の推計・要因分析	(2) 温室効果ガスの現況推計		・現況推計に時間を掛けるのではなく、課題として把握されている部門・分野に対策・施策を実施すべきではないか。(第1回技術WG) ・地方公共団体職員がエネルギーや排出量の構成を理解し、実効的な対策・施策を設定するという観点で、現況推計は重要である。(第1回技術WG) ・現況推計は、活動量の実績値が不要な統計の按分による方法を示し、特に最も簡易な炭素排出量の按分を基本的な方法と位置付けてはどうか。併せて、実績値を使う場合の方法についても示すことがよいのではないか。(第2回技術WG) ・統計に依る按分法は、推計が簡易である反面、地方公共団体の区域の特性を反映しない可能性がある。(第3回技術WG) ・区域施策編では、現状では難しいかもしれないが、将来的には排出量を直接把握できるようなスキームを作るべきではないか。実際に、長野県や東京都は実数を把握している。そのため、例えば今は床面積から排出量を求めている地方公共団体も、将来的には実数で把握することを可能な限り目指すべきだと考える。(第3回技術WG) ・多くの地方公共団体は、現行の按分法(簡易型)に相当する都道府県別按分法の排出量推計結果を毎年環境省が公表していることを認識していない可能性があるため、環境省から積極的に周知すべきであり、マニュアル内でも紹介すべきである。(第3回技術WG)
		(3)温室効果ガスの将来推計(現状趨勢 (BAU)ケース)	・温室効果ガスの将来推計(現状趨勢(BAU) ケース)の位置付け	・BAUを推計する目的は、目標まで対策効果が積み上がるかという実現可能性や目標の妥当性を確認するためであることが多い。(第2回技術WG) ・各地方公共団体によって差があるとは思うが、総量削減目標は基本的に基準年度比何%削減とすることが主流であり、BAU排出量から何%削減という場合は少ないのではないか。(第2回技術WG)
			・BAUケースの区域の排出量	
		(4)温室効果ガス排出の要因分析	・温室効果ガス排出の要因分析	
	1-3. 計画全体の目標	(1) 計画目標の位置付け	・計画目標と対策・施策の目標の関係 ・設定する計画目標の整理 ・総合計画や構想等との関係	・目標設定の方法については、現状で実施可能な対策・施策を積み上げていく方法もあれば、実施可能性を積極的に評価する野心的な目標設定、目指したい水準から設定する方法 もある。これらの方法を併用することも有効ではないか。(第1回検討会) ・目標は、地方公共団体が独自に決めることで良いと思うので、国の26.0%減に準ずる目標と、意欲的な目標の二段階の目標があって良い。(第1回技術WG) ・目標設定の根拠や方法を明示することが重要。(第1回検討会) ・ 標準構成案における計画全体の目標の項目に、「自治体が掲げている総合的な目標と温暖化対策の目標との関係」を追記してはどうか。(第2回検討会) ・計画によってより良い地方公共団体にしていくという意識や、新しい産業を作る、レジリエンスが向上すること等につなげるように目標設定や排出量推計を行わないと自治体のモチベーションも上がらない。(第1回技術WG)
		(2) 区域における温室効果ガス総量削減目標	・総量削減目標 ・総量削減目標の蓋然性確認	・地方公共団体が目標を定める上で、国が設定した2030年度に2013年比26.0%減が前提としてあり、その上で各地域に何ができるかを考えることが重要と考えている。(第1回技術WG) ・ BAUを推計する目的は、目標まで対策効果が積み上がるかという実現可能性や目標の妥当性を確認するためであることが多い。(第2回技術WG)(再掲) ・ 各地方公共団体によって差があるとは思うが、総量削減目標は基本的に基準年度比何%削減とすることが主流であり、BAU排出量から何%削減という場合は少ないのではないか。(第2回技術WG)(再掲) ・ 小規模な市町村では、「人口1人あたり排出量」を目標としても良いのではないか。(第1回技術WG) ・ 目標設定の基礎となる推計作業等のために、過度な負担をかけるべきではない。(第1回検討会) ・ 総量削減目標の分類表は、具体的なメリット、デメリットを記載するべきである。(第3回技術WG) ・ マニュアルの本文中に、目標設定方法を選ぶための考え方を記載するべきではないか。その目標設定の選択方法を具体的にどう記載するのかを考えるべきである。(第3回技術WG)
		(3) 総量削減目標以外の計画目標	 ・部門別排出量削減目標 ・温室効果ガス排出原単位目標 ・最終エネルギー消費量削減目標 ・最終エネルギー消費量原単位目標 ・再生可能エネルギー導入量目標 	・計画の理解を得るためには、総量削減目標だけでなく、市民にとって分かりやすく行動しやすい、色々な「尺度」での目標や指標があるとよい。(第1回検討会) ・総量削減目標とは別に、自治体の政策で左右できる排出量について、目標を立て把握し管理することが重要。(第2回検討会) ・総量削減目標以外の計画目標の設定においては、民間企業が活用しているマテリアリティ分析という、自社のパフォーマンスに直結する大事な非財務項目を選び、数字で説明するフレームワークが参考になるのではないか。(第3回検討会) ・総量削減目標以外の計画目標を例示する際は、電源構成に配慮した電力の排出係数目標を加えてはどうか。(第3回検討会) ・ 区域外貢献を評価する際に小規模な地方公共団体がどのように利益を得られるかという指標に関する記述がない。(第3回技術WG)

大項目	中項目	小項目	内容	検討会及び技術WGでの主な御意見
第1章. 区域施策編 の素案の作成につい て	1-4. 温室効果ガス排出抑制等に関する対策・施 策	(1) 対策・施策の位置付け	・対策・施策の位置付け	・地球温暖化対策・施策の検討に当たっては、複数のベネフィットが生まれうることを意識し、地域の利益につながることを伝えるべき。(第1回検討会)(再掲) ・総合計画をはじめとした様々な関連計画と連携するべき。(第1回検討会)
		(2) 温室効果ガス排出抑制等に関する対策	・区域の各主体に期待される役割及び対策(他の 自治体の施策との連携を含む。)	・施策を打てる範囲及びその効果が現れる範囲が自治体によって異なるため、まずはそれぞれの施策について管理することが重要。(第1回検討会)・実効性のある施策とするためには、目的と施策がロジックでつながっていることが重要である。(第2回検討会)
		(3)温室効果ガス排出抑制等に関する施策	・地方公共団体の講じうる施策(コベネフィット 及び配慮事項を考慮した施策の体系的な整理を含む。)	・条例を根拠とした計画や施策は強い。このため、条例についてもマニュアルで触れるべき。(第1回検討会) ・施策の在り方については、住民とのコミュニケーションを意識して策定することを原則とすべき。(第1回検討会) ・施策の範囲は示す必要がある。例えば、横断的な施策を作るという施策や環境対策本部を作るという施策などの内部的な体制を整えるための施策も入れると良いかと思う。また 誰がどのような施策を実施しているのか具体的な事例を示せると良い。(第3回技術WG)
		(4) 対策・施策の体系的整理	・対策・施策の体系的整理	・ 地方公共団体には、対策・施策の検討をしっかりとやってほしい。国の温対計画に即しつつ、再生可能エネルギーの導入による地域活性化などに繋げていくことが重要である。 対策・施策の導入によって、地方公共団体のレジリエンスがどのように上がっていくのかを示せると良い。日本のほとんどの地方公共団体が実施している「まち・ひと・しごと創生」などのデータを活用し、インセンティブに繋げていくように示すと良い。実行計画が自分たちのためになるという見せ方が重要である。(第3回技術WG)
		(5)対策・施策の目標	・対策・施策の目標(進捗管理指標の設定を含む。)	・地方公共団体の努力が見える進捗の評価・管理が重要であり、マニュアルではプロジェクト目標を強く推奨すべき。(第1回検討会) ・定量的な評価ができない施策も定性的に評価すべき。(第1回検討会)
第2章.区域施策編 のPDCA	2-1. PDCA全体の流れ	-	毎年のPDCA計画見直し時のPDCA	・庁内関係者や庁外ステークホルダーとの連携は、PDCAの全体において重要である。(第3回検討会) ・PDCAサイクルを考えるに当たり、環境モデル都市が活用しているCASBEE-都市のフレームワークが参考になるのではないか。これは都市の取組が一覧化され、アウトカムが見えるため、原因や改善の議論につながっている。(第3回検討会)
	2-2. Plan(策定)	-	・計画素案の合意形成 ・計画素案の策定・公表	
	2-3. Do (実施)	_	・実施する対策・施策の具体的な内容の検討 ・対策・施策の実施 ・対策・施策及び計画全体の進捗把握 ・対策・施策の見直し ・点検状況の公表	Checkにおいて、効果が出るまでに時間がかかる対策をどのように評価するかは課題である。(第3回検討会) Checkにおいて、部門別排出量の把握、モニタリング、進捗管理における庁内連携等を記載するべきである。(第3回検討会) Actにおける環境部局以外が管轄する施策について、地球温暖化対策という理由でどれだけ改善してもらえるかは課題である。(第3回検討会) Actにおいて、他部局との連携や予算配分への介入について記載するとよい。(第3回検討会)
	2-4. Check(点検)	-	・計画全体の進捗把握	
	2-5. Act (改善)	_	・計画見直しに向けた改善点の洗い出し	
	2-6. Plan (改定)	_	・計画全体の見直し・改定	
第3章. 終わりに	3-1. 旧マニュアルとの対照表	_	・既存マニュアル等からの主な変更点	
	3-2. 用語集	_	・マニュアルに記載の専門用語の説明	